

## 事業主の皆様へ

～石綿ばく露作業に従事されていた労働者等に対する

労災保険制度・特別遺族給付金制度、健康管理手帳制度等の周知のお願い～

労働基準行政の推進につきまして、平素からご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、石綿関連疾病は、石綿にさらされる業務（以下「石綿業務」といいます。）の開始から30年～40年という長期間を経過した後に発症することが知られており、石綿関連疾病を発症された方には、過去の石綿業務が原因となって発症したものであるかどうか気付かない方や、健康に不安をお持ちになっても、対処の方法が分からない方がいらっしゃる事が懸念されます。

このため、厚生労働省では、石綿ばく露作業による労災認定等事業場の事業主の皆様に対して、現在も勤務されている労働者の方はもとより、既に離職された労働者やそのご遺族の方に、労災保険制度および特別遺族給付金制度ならびに健康管理手帳制度の周知と請求等の勧奨を行っていただくことを要請しています。

つきましては、既に離職されている方を含め、石綿業務に従事していた労働者の方やそのご遺族の方に対し、

### ① 労災保険制度と特別遺族給付金制度の周知と請求の勧奨

### ② 健康管理手帳制度の周知と申請の勧奨

を行っていただきますよう、お願い申し上げます。（制度の概要や申請手続き等については、別添1をご参照ください。）

これらの制度をお知らせいただく際には、同封した労働者の方やそのご遺族の方へのお知らせの文書（別添2）を参考にしてください。

また、昭和47年10月1日から平成16年9月30日までの間に石綿にさらされる建設業務に従事し、石綿関連疾病に罹患した労働者、一人親方、中小事業主（家族従事者等を含む）の方やそのご遺族の方がいらっしゃる場合には、上記①②にあわせて、

### ③ 建設アスベスト給付金制度の周知と請求の勧奨

につきましても、同封したリーフレットを参考にさせていただきますよう、お願い申し上げます。

今回のご案内につきまして、ご不明な点等ございましたら、最寄りの労働基準監督署や都道府県労働局にお問い合わせください。

厚生労働省労働基準局

労 災 管 理 課  
補 償 課  
安全衛生部労働衛生課

## 労災保険給付と特別遺族給付金について

### ◇労災保険給付

石綿業務が原因で中皮腫や肺がん等の疾病を発症した労働者の方は、療養補償給付や休業補償給付等の必要な保険給付を受けることができます。

また、石綿による疾病が原因で亡くなった労働者のご遺族に対しては遺族補償給付等が支給されますが、遺族補償給付を受ける権利は、労働者が亡くなった日の翌日から5年で消滅します。

### ◇特別遺族給付金

石綿による疾病により亡くなった労働者のご遺族で、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効(5年)により消滅した方に対し支給されます。

特別遺族給付金はご遺族の状況に応じて、年金又は一時金が支給されますが、年金の支給は請求日の属する月の翌月分からとなりますので速やかに請求されることをお勧めいたします。

### ◇周知・請求勧奨の必要性

- ① 石綿による疾病は、石綿業務の開始から30年～40年という長期間を経過した後に発症することが多いため、労働者が石綿業務に従事した可能性がある場合は、注意喚起を行う必要があります。
- ② 石綿は多くの業種・作業で使用されていたこと、間接ばく露でも発症するおそれがあること等から、石綿関連疾病の原因が過去の石綿業務にあることに気付かない場合があり、労災保険給付等の請求をしていないことがあるためです。

### ◇請求手続き

労働者の方が最後に石綿業務に従事した事業場を管轄する労働基準監督署に対し所定の請求書を提出していただくこととなります。

※ 請求手続きや制度に関するご相談は、最寄りの労働基準監督署や都道府県労働局において受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

## 健康管理手帳制度について

石綿業務に従事していた方(※)は、将来、肺がんや中皮腫などの健康被害が生じるおそれがあり、これらの疾病は、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、離職後に発症することが多いです。石綿業務等に従事していた方の疾病の早期発見を目的として、離職後の方を対象とした健康管理手帳制度を設けています。

石綿健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6か月に1回、無料で受けることができます。

※石綿業務に従事していた方は、石綿の製造や取扱いの業務(直接業務)だけでなく、同じ作業場内で石綿を直接取り扱わない業務(周辺業務)に従事し、一定の石綿ばく露の所見がある離職者の方も対象となります。

### ◇申請手続き

労働者が離職する際は事業場を管轄する都道府県労働局に、離職の後は、労働者の住居がある都道府県労働局に対して所定の申請書を提出していただくこととなります。申請手続きや制度に関するご相談は、最寄りの都道府県労働局において受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

(注)じん肺健康管理手帳について:じん肺管理区分決定が管理2又は管理3の方については、じん肺健康管理手帳が交付されます。この場合、健康診断を1年に1回、無料で受けることができます。

**石綿業務に従事されていた労働者の皆様またはそのご遺族の皆様へ****石綿に関する労災保険制度・特別遺族給付金制度と石綿健康管理手帳について**

厚生労働省では、石綿にさらされる業務（以下「石綿業務」といいます。）に従事していた労働者の方（離職された方を含みます。）の労災保険や健康管理対策などを行っています。

下記1の(1)、(2)に該当する方は、労災保険等の対象になりますので、最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

また、下記2に該当する方は、石綿健康管理手帳の交付を受け、6か月に1回、無料で健康診断を受けることができますので、最寄りの都道府県労働局にご相談ください。

## 記

**1 労災保険制度・特別遺族給付金制度（相談・請求先：労働基準監督署）****(1) 労災保険制度**

石綿業務が原因で肺がんや中皮腫等の疾病を発症した労働者の方、またはそれらの病気により亡くなった労働者のご遺族の方が対象となります。

**(2) 特別遺族給付金制度**

石綿による疾病により亡くなった労働者のご遺族で、時効（5年）により労災保険の遺族補償給付を受給することができない方が対象となります。

**2 石綿健康管理手帳（相談・申請先：都道府県労働局）**

石綿業務に従事した後に転職や退職をし、現在は石綿業務から離れている方が対象です。具体的には、石綿（これをその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他のものを含む。）の製造または取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に従事した方の中で、次のいずれかに該当する場合は対象です。

**(1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、または石綿による胸膜肥厚があること。**

（石綿の製造や取扱いの業務（直接業務）またはそれらに伴い石綿の粉じんが発散する場所での業務（周辺業務）が該当）

**(2) 下記の作業に1年以上従事した経験を有していること。（ただし、初めて石綿の粉じんにはばく露した日から10年以上経過している必要があります。）（直接業務のみが該当）**

- ・石綿の製造作業
- ・石綿が使用されている保温剤や耐火被覆材などの張り付け、補修もしくは除去の作業
- ・石綿の吹き付けの作業または石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破碎等の作業

**(3) (2)の作業以外の石綿を取り扱う業務に10年以上従事した経験を有していること。（直接業務のみが該当）****【注意事項】**

- 対象者は石綿業務に継続して従事していた方に限られます。
- 上記(2)、(3)両方の従事歴がある方については合算することができます。(2)の従事期間の月数を10倍し、(3)の従事期間の月数に足し合わせ、合計が120か月以上となる場合には、手帳を受け取ることができます。